

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [時間外労働](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

時間外労働

6 時間外労働

Q 先週の金曜日、上司から「残業してくれ」と言われたのですが、ちょうど町内の会合が先約であったため残業をしないで帰宅したところ、あとで始末書の提出を求められました。会社の命令に従わなければならないのでしょうか。

POINT

- 労基法上の労働時間を超えて時間外労働を命じるには、非常の場合以外には、労使間で三六協定を締結し労働基準監督署に届け出る必要があります。
- 三六協定は、免罰的効力しか有していません。
- 個別の労働者に時間外労働を命じるには、就業規則等において業務上の必要があれば時間外労働を命じることができるという規定をするなど包括的合意をしておく必要があります。



A 1. 三六協定
 労基法が定める労働時間を超えて時間外労働をさせるには、非常の場合（労基法33条）を除くと、事業場における労使の時間外労働協定（いわゆる三六協定）を締結し、労働基準監督署に届け出なければならないとされています（労基法36条、労規則16条、なお、休日労働に対しても同一の規制）。そして、厚生労働大臣は労働時間の延長を適正なものとするため、時間外労働の限度に関する基準を定めるとしています（労基法36条2項、なお限度時間を超えて労働時間を延長するには「特別乗付付き協定」の締結が必要）。

以上のような三六協定を締結し届け出た場合には、使用者はその有

効期間中は協定の定めるところにしたがって労基法が定める労働時間（労基法32条）を超えて労働をさせても、労基法上の罰則の適用はありません。

2. 時間外労働義務

三六協定は、以上のように免罰的効力を有していますが、個別の労働者に対して時間外労働を義務づけるものではありません。これについては、個々の労働者がその都度合意をする限りで時間外労働義務が発生するとする個別の同意説が学説では有力ですが、判例では、就業規則において三六協定の業務上の範囲内で時間外労働を命じうる旨が明確に定められていれば、包括的合意によって時間外労働義務が発生するとする考え方が示されています（日立製作所武蔵工場事件／最高裁第1小法廷判決平3-11-28）。

この最高裁判決で判断された事案の就業規則の規定には、「業務の内容によりやむを得ない場合」等の一般条項も入っていますが、包括的合意といっても、時間外労働の適正化という観点からはより具体化した理由を明記すべきでしょう。なお、最高裁判例の立場に立っても、就業規則上規定がない場合には、労働者のその都度の合意が必要になりますし、なんら業務上の必要がないにもかかわらず時間外労働を命じることはできません。

ご相談の場合、まず会社で三六協定が締結されているかどうかを確認し、就業規則上の時間外労働規定も見てみる必要があります。その上で、当日に時間外労働の業務上の必要性があったかどうかについて判断すべきでしょう。これらの点から見て当該時間外労働命令が肯定された場合には、最高裁判例の立場では、命令違反に対して相当な懲戒処分は有効であると考えられますので、始末書の提出には応じざるをえないものといえます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.